

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年1月6日

香川県監査委員 三谷和夫
 同 大西均
 同 香川芳文
 同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 現金領収書について、表紙に有効枚数、無効（書損）枚数及び不用枚数を正しく記載し、収支命令者の検印を受ける必要がある。（文書館）</p> <p>イ 支出について 自家用車を使用した出張について、旅費を支給していないものがあつた。また、旅行日を誤ってシステムに入力しているものがあつた。（総務学事課）</p> <p>ウ 契約について （ア）業務委託契約については、仕様書等により対象設備や委託内容等を明確にするとともに、契約で定めた事項は確実に遵守させる必要がある。また、契約書や仕様書については、適宜見直しを行い、その内容を精査する必要がある。（県税事務所）</p> <p>（イ）平成26年度に委託した事業のうち、当該年度末の履行確認及び業務実績報告書受理後の検査をし</p>	<p>ア 収入について 直ちに現金領収書綴の表紙に有効枚数、無効（書損）枚数及び不用枚数を正しく記載し、収支命令者の検印を受けた。その後、現金領収書綴については、複数の職員により、有効、無効及び不用の枚数並びにそれらの記載を確認し、収支命令者の検印を受けている。</p> <p>イ 支出について 直ちに旅費を支給した。また、システム入力については、総務担当が再チェックし、入力ミスや支給漏れ等を防止するため、チェック体制を改めた。</p> <p>ウ 契約について （ア）平成28年度から、消防用設備等定期点検業務委託契約については、仕様書により対象設備や点検時期などを明確にし、清掃業務委託契約については、仕様書で定めた清掃実施計画書及び実施要領書を提出させた。また、今後、契約書や仕様書について必要に応じ見直しを行う。</p> <p>（イ）年度末の履行確認及び業務実績報告書受理後の検査を適切に行い、その結果を記録するよう徹底</p>

<p>検討指示事項</p>	<p>た記録がないものがあった。(人権・同和政策課)</p> <p>(ウ) 予定価格調書を見積書が提出された後に作成していた。(国際課)</p> <p>エ 物品について</p> <p>(ア) 自動車検査登録用印紙の受払簿について、請求者が受領した旨の押印が全くなかった。(総務学事課)</p> <p>(イ) 文書館紀要等の販売について、生産品出納簿の登記漏れが散見された。(文書館)</p> <p>ア 支出について</p> <p>用務の都合で特定の施設に宿泊しなければならないにもかかわらず、一部の所属において指定宿泊とされていないものがあったので、適切な旅費支給の運用が図られるよう検討する必要がある。(総務事務集中課)</p> <p>イ 財産について</p> <p>修繕、委託等により公有財産又は物品の取得(更新を含む。)をしたときの公有財産台帳等の整備について検討する必要がある。(財産経営課)</p>	<p>した。</p> <p>(ウ) 今後は、予定価格を適切に積算した上で、見積書を徴収する前に予定価格調書を作成することを徹底した。</p> <p>エ 物品について</p> <p>(ア) 直ちに受払簿の請求者受領印欄に受領者が押印した。今後は、押印漏れがないよう、受領の都度、押印することを徹底した。</p> <p>(イ) 直ちに生産品出納簿に登録した。以後、販売したものについて、登記漏れがないよう、複数の職員により確認の上、生産品出納簿に記載している。</p> <p>ア 支出について</p> <p>今回の事例報告を受け、平成28年6月3日付けで、各所属長宛てに「条例上の宿泊料定額を指定宿泊に調整する場合の取扱いについて」により通知を行い、統一的な運用の徹底を図った。</p> <p>イ 財産について</p> <p>資産価値を高めるような修繕等については、公有財産台帳への記載が必要であると考えており、新たな公会計の整備の中で、固定資産台帳と公有財産台帳の整合性を図る観点から、公有財産台帳の整備について検討を進める。</p>
---------------	--	--